

## 北から南から ~各地区の活動~

交通安全協会は交通事故をなくするための幅広い活動を行っております。

三重県交通安全協会のシンボルマスコット“ストッピー”です

私たち約4,000人のボランティア活動は会員の皆様の会費で支えられています。悲しい交通事故を1件でもなくするため、私たちの活動にご協力をお願いします。

- 交通安全の広報啓発活動
- 交通安全イベント・フェスタ等の開催
- 幼児から高齢者まで対象の交通安全指導
- 新入園児、新入学児童への交通安全教材等の提供
- 優良運転者・交通安全功労者(団体)等の表彰
- 交通事故無料相談の開設【電話・面接(弁護士等)相談】

四日市南地区



死亡事故現場などを教示し、交通安全意識の向上を図った。

津南地区



早朝の街頭指導を行い、交通事故防止に努めた。

松阪地区



松阪市内のスーパーにて、緊急啓発活動を行った。



# 交通安全みえ

2023 / 早春号 No.231

発行所  
**(一財)三重県交通安全協会**  
三重県交通安全活動推進センター  
(三重県公安委員会指定)

〒514-0819  
津市高茶屋4丁目48-8  
三重中央自動車学校3F  
TEL 059-253-7744  
URL <http://www.mie-ankyomise.com/>





新1年生10,468人に反射材入りランドセルカバーを寄贈しました。このランドセルカバーは、交通安全協会会員の会費により製作しています。

入学のお祝いの気持ちと交通安全への願いを込め、新1年生に毎年寄贈しています。

雨天時や薄暮時などでも視認性が高く、交通事故防止に役立つものと期待されています。

## 新入学児童を交通事故から守りましょう

### ドライバーのみなさん!

通学路・生活道路ではスピードを落とし  
子どもの早期発見に努め、  
常に安全運転を心がけましょう!!



### 小学生の交通事故の特徴

- ★学齢別では小学生の交通事故が**60.4%**を占める  
そのうち男子の事故件数は女子の**約2.3倍**
- ★**自転車**乗用中の事故が**66.1%**を占める
- ★**下校時**や**下校後**の時間帯に発生
- ★**自宅から500m以内**の身近なところで発生

### みえあんきょうプレゼント こうつうあんぜんクイズ

**【もんだい】**  
車両通行止めの標識はどちらでしょうか。

A



B



★解答は盛夏号に掲載します

**●新年号クイズ正解**  
車いすやシニアカーは、道路上では次のうちどちらに分類されるでしょうか?  
① 軽車両 ② 歩行者  
**答え：② 歩行者**

応募締め切り 2023年5月末日必着

正解者の中から抽選で5名様に右記の景品をプレゼント。  
当選者は商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。



反射材セット

## 会員の店



スマートフォンのQRコード読み取り



この標識がある店舗が協賛店です。

<http://www.mie-ankyomise.com/pc/default.aspx>

### 会員限定の特典!!

お住まいの地域のレストラン等で  
飲食代金などの割引があります。

★5~10%

対象は、三重県交通安全協会会員証(有効のある)をお持ちの方です。  
詳しくはパソコンやスマートフォンなどから検索をお願いします♪





## 交通安全動画配信中!!!

詳しくは [三重県交通安全協会](#) 検索

三重県交通安全協会では、Youtube・三重県交通安全協会公式チャンネルにて動画配信を行っています♪




## 春の全国交通安全運動

令和5年 5月11日(木)~20日(土)

令和5年5月20日は交通事故死ゼロを目指す日です

### 運動の重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底





(一財)全日本交通安全協会作成による交通ルールの遵守・マナーの向上等のためのロゴマークです。

交通安全協会の活動は、会員の皆様からのご支援・ご協力により支えられています。

# 子どもの交通安全

～小さな子どもを交通事故から守るために～



保護者の方へ



## 指導のポイント

### 繰り返し何度も伝える！

日ごろから保護者の方が手本となり「飛び出さない」「横断歩道があるところでは横断歩道を渡る」など、正しい交通ルールを繰り返し子どもに伝えましょう。

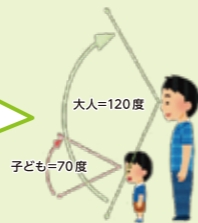
★入学(園)までに子どもと一緒に通学路などを歩き、どこが危ないのか、何に気を付けるべきなのか、などを具体的に教えてあげましょう。



### 子どもの視野の狭さを理解する！

子どもの視野は大人の3分の2程度しかありません。目だけでなく、首をしっかりと動かして周りの安全確認が身につくように指導しましょう。

★大人には見えているものも、子どもには全く見えていない場合があります。



### 自転車に乗せるときは、ヘルメット！

ヘルメットを正しく着用させ、大人が付き添いながら公園等でブレーキをしっかりとかけられるかなどの運転操作の練習を行いましょ。

★顎紐をしっかりと締めましょう。顎と顎紐の間は指1本入るくらいがベストです。  
★大人の方も、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。



### 車に乗せるときは、チャイルドシート！

6歳未満の子どもを乗車させる際は、チャイルドシートを使用しなければいけません。6歳を過ぎても、身長が135cmを超えるまでは大人用のシートベルトを正しく装着することが難しいため、引き続きチャイルドシートやジュニアシートを使用しましょう。



三重県交通安全協会公式 Youtube チャンネルでも、ヘルメットやチャイルドシートの重要性について簡単な動画で観ることができます。

## 新入学児童・園児への交通安全教材の贈呈



こうつうあんぜんワークブック こうつうあんぜんぬりえ

(一社)日本自動車販売協会連合会三重県支部、三重県軽自動車協会、三重県自動車会議所と当協会の4団体は、子どもの交通事故防止に役立ててもらおうと県内の新入学児童・園児約29,000人に「こうつうあんぜんワークブック」と「こうつうあんぜんぬりえ」を贈呈しました。ワークブックとぬりえは、県内各地区交通安全協会から各市町の教育委員会を通じて子どもたちに贈られます。



## 令和4年度 交通栄誉章等の受賞

受賞(賞)者の皆さまおめでとうございます

警察庁長官と一般財団法人全日本交通安全協会長による令和4年度の交通栄誉章「緑十字金章」および「緑十字銀章」などが決定されました。この表彰は、多年にわたって交通安全に尽力された功労者や優良運転者、交通事故防止に熱心に取り組んでこられた団体などに授与されるものです。三重県で受賞された皆様(個人及び団体)は次のとおりです。永年のご努力とご功績に敬意を表し、心からお祝い申し上げます。

### 交通栄誉章

(敬称略)

◆緑十字金章〔交通安全功労者〕  
林 信郎 (津)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
長野 操 (松阪)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
西野 衛 (四日市南)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
藤井 浩之 (四日市西)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
宮崎 敬一 (鈴鹿)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
松島 昇 (津南)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
亀井 建次 (松阪)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
世古口 新吾 (伊勢)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
河村 イキ子 (鳥羽)

◆緑十字銀章〔交通安全功労者〕  
堀内 節生 (名張)

◆優良交通安全協会  
伊賀市立久米小学校 (伊賀)

◆優良交通安全協会  
津地区交通安全協会

◆優良交通安全協会  
三重日産自動車株式会社 (津)

◆優良交通安全協会  
松阪自動車有限会社松阪自動車学校 (松阪)

◆優良交通安全協会  
桑名地区安全運転管理協議会 (松阪)

### 優良団体受賞

◆交通安全優良団体  
伊賀市上野南部地区市民センター (伊賀)

◆交通安全優良学校  
伊賀市立久米小学校 (伊賀)

◆優良交通安全協会  
津地区交通安全協会

◆優良交通安全協会  
三重日産自動車株式会社 (津)

◆優良交通安全協会  
松阪自動車有限会社松阪自動車学校 (松阪)

◆優良交通安全協会  
桑名地区安全運転管理協議会 (松阪)

## ACTION38キャンペーン実施中!

～三重県警察～

ACTION38 キャンペーンとは…

道路交通法第38条(横断歩道等における歩行者等の優先)の“38”を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動(ACTION)を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざす取組です。



### 横断歩行者等の優先ACTION

- ①横断歩道に近づいたときは停止できる速度に減速しましょう
- ②横断歩行者等がいる場合は必ず一時停止しましょう
- ③停止車両がいるときは必ず一時停止しましょう
- ④横断歩道手前の追越し・追抜きは禁止です

## 自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務化!!!



令和4年4月27日「道路交通法の一部を改正する法律」が公布され、令和5年4月1日から自転車を利用するすべての人の乗車用ヘルメットの着用が義務化(努力義務)されることとなりました。事故に遭ったり、転倒した時に、大きなけがを負わないように、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



動画でチェック!



## ～寄付金の贈呈式～



写真右 竹林様

3月1日、三重県自動車整備振興会会長竹林武一様から交通安全協会の事業に役立てていただきたいと、私費100万円のご寄附をいただきました。

竹林様は昨年秋の叙勲 旭日中綬章を受章され、社会貢献の一環として当協会と三重県更生保護事業協会に贈られたものです。